

令和 6年度 11月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水・農集・漁集会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備考
下水道企画建設課 23100042	R5. 11. 20	北部処理区支線工事その1 4	株式会社三愛基礎工業 津田 誠司	212,096,500	185,262,000			132	R5. 11. 21 R6. 3. 31	
	R6. 3. 4							360	R5. 11. 21 R6. 11. 14	
	R6. 11. 11							223,658,600	195,361,100	10,099,100
下水道企画建設課 23100043	R5. 11. 22	北部処理区支線工事その1 3	株式会社東部建設 吉川 方人	192,702,400	167,658,691			130	R5. 11. 23 R6. 3. 31	
	R6. 3. 4							360	R5. 11. 23 R6. 11. 16	
	R6. 11. 12							436	R5. 11. 23 R7. 1. 31	
下水道企画建設課 23100051	R6. 2. 16	北部処理区支線工事その1 2	株式会社日紀建設 玉置 紀博	152,146,500	132,788,416			44	R6. 2. 17 R6. 3. 31	
	R6. 3. 12							280	R6. 2. 17 R6. 11. 22	
	R6. 11. 11							146,295,600	127,681,400	△ 5,107,016
管路整備課 24100006	R6. 5. 28	中之島～吉田配水管布設替工事	株式会社中澤工業 中澤 伸悟	65,901,000	59,960,217			180	R6. 5. 29 R6. 11. 24	
	R6. 11. 6							65,604,000	59,686,000	△ 274,217
管路整備課 24100008	R6. 6. 3	今福1丁目～今福4丁目配水管布設替 工事	良誠工業株式会社 中山 勝裕	89,980,000	81,883,142			290	R6. 6. 4 R7. 3. 20	
	R6. 11. 6							77,407,000	70,433,000	△ 11,450,142
下水道企画建設課 24100010	R6. 6. 17	北部処理区支線工事その1 6の1	株式会社川嶋工業 和歌山支店 川嶋 清治	29,715,400	27,246,260			170	R6. 6. 18 R6. 12. 4	
	R6. 11. 7							29,664,800	27,199,700	△ 46,560
下水道企画建設課 24100011	R6. 6. 17	北部処理区支線工事その1 6の2	株式会社川嶋工業 和歌山支店 川嶋 清治	13,674,100	12,537,880			170	R6. 6. 18 R6. 12. 4	
	R6. 11. 7							14,561,800	13,351,800	813,920

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100042号
工 事 名	北部処理区支線工事その14
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p> ϕ200mmVP管推進工（低耐荷力泥土圧方式） L=43m ϕ200mmVP管推進工（低耐荷力圧入二工程方式） L=114m ϕ200mmPRP管布設工 L=415m マンホール工 27か所 （1号-13、2号-4、楢円-2、レジシ-3、塩ビ-5） 取付管およびます工 65か所 付帯工 1式 水道管移設工 1式 整備面積 A=1.21ha </p>
変更の理由	<p> 本工事の管きょ工（推進工）において、将来開削工法にて施工する区間で既設埋設物が輻輳しており、開削工法での施工が困難であることと、交差点部のため将来通行止めの必要がなくなることから、推進工法にて本工事で3路線追加工事を施工した。 以上の理由により、建設工事請負契約書第18条の規定により設計図書の変更を行い、同契約書第25条の規定により請負代金の増額変更を行いたい。 </p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100043号
工 事 名	北部処理区支線工事その13
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>【1工区】 ϕ200mmVP管推進工（低耐荷力圧入二工程式） L=145.6m ϕ200mmPRP管布設工 L=561.6m マンホール工 (2号-2、1号-15、0号-5、楢円-6、小型ポンプ-7) 35か所 取付管およびます工 52か所 付帯工 1式 水道管移設工 1式</p> <p>【2工区】 ϕ250mmVU管布設工 L= 22.8m マンホール工(小型塩ビ-2) 2か所 取付管およびます工 1か所 付帯工 1式</p> <p>【3工区】 ϕ250mmHP管推進工(高耐荷力泥土圧一工程式)L= 11.3m マンホール工(1号-1) 1か所 付帯工 1式 整備面積（分流・汚水） A=1.83ha</p>
変更の理由	<p>本工事において、関係機関との協議及び移設工事に不測の日数を要したこと。また、推進工において不測の障害物にあたり推進不能になり、工法検討等に日数を要したこと。</p> <p>以上の理由により、受注者より建設工事請負契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第24条に基づき76日間の工期延長をいたしたい。</p>

年 度	令和5年度
工 事 番 号	第23100051号
工 事 名	北部処理区支線工事その12
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mmVP管推進工（低耐荷力圧入二工程方式）L=400.6m マンホール工（3号-1、2号-9） 10か所 付帯工 1式 整備面積（汚水） A=0.00ha</p>
変更の理由	<p>本工事において地下埋設物の影響で、立坑が当初予定位置に施工できず、一部推進法線を変更した。それに伴い当初予定していた立坑が1か所不要となった。 以上の理由により、建設工事請負契約書第19条の規定により設計図書の変更を行い、同契約書第25条の規定により請負代金の減額変更を行いたい。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第 2 4 1 0 0 0 0 6 号
工 事 名	中之島～吉田配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mm DIP GX形 L=294.2m φ100mm DIP GX形 L= 16.4m 給水管切替工 16箇所 既設管撤去閉栓工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・既設水道管と新設した水道管の位置関係により連絡延長が短くなったことによる減額。 <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第18条第5項及び第25条の規定を適用し、減額変更とするもの。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100008号
工 事 名	今福1丁目～今福4丁目配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mm GX形 DIP L=287.6m φ150mm GX形 DIP L=214.0m φ100mm GX形 DIP L=55.7m φ75mm GX形 DIP L=13.7m 消火栓設置工 1箇所 給水管切替工 10箇所 既設管撤去工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・本工事は本市道路建設課の発注する今福神前線改築工事（以下「本体工事」という。）の施工区域内の工事であるが、本体工事の進捗に遅れが生じたことから一部区間が工期内での施工が困難となり、施工延長を減工としたことによる減額。・給水管切替工において、給水管を電線共同溝より深い位置に布設予定であったが、本市道路建設課と協議を行った結果、電線共同溝より浅い位置に布設することが可能となったため、土工を減工したことによる減額。 <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、減額変更とするもの。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100010号
工 事 名	北部処理区支線工事その16の1
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	$\phi 200\text{mm}$ VP管推進工(低耐荷力圧入二工程方式) L=75.0m 整備面積(汚水) A=0.00ha
変 更 の 理 由	<p>本工事において、合併工事である北部処理区支線工事その16の2が増額したことにより、共通仮設費等の率分が下がったため減額。</p> <p>上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第3号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条適用により、減額変更。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100011号
工 事 名	北部処理区支線工事その16の2
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	マンホール工(2号-2) 2か所 付帯工 1式 整備面積(汚水) A=0.00ha
変更の理由	本工事において、既設の舗装厚が当初設計の5cmとは異なり10cmであることを確認したため、舗装復旧工の舗装厚を10cmで復旧したことにより増額。 上記理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条適用により、増額変更。